

NPO かとりだより

令和4年度 第1号

令和4年 7月発行

発行/ NPO 法人香取の地域福祉を考える会 理事長 中塚 博勝

〒289-0332 香取市南原地新田 459 番地 TEL 0478-83-0566

E-mail honbu@npokatori.jp

就労支援事業所

ワークおみがわ

〒289-0332 香取市南原地新田 459

TEL/0478-83-8005

FAX/0478-83-8005

香取市自立支援相談センター

かとりサポートセンター

〒287-0002 香取市北 3-6-5 アイビル1階

TEL/0478-79-0516 070-4395-3916(携帯)

FAX/0478-79-0517

E-mail katosapo@iaa.itkeeper.ne.jp



2021年度の事業を終えて

理事長 中塚博勝

コロナ禍での2年目、2021年度私どもの法人が運営させて頂いている二つの事業「就労支援事業所ワークおみがわ」ならびに香取市生活困窮者等自立支援事業(かとりサポートセンター)が、それぞれの業務を無事にその目的を遂行できましたことをご報告いたしますと共に、お寄せいただいたご厚意に感謝申し上げます。

それぞれの事業の概要報告は別掲の通りです。お目通し下さいまして、何卒ご指導賜りますようお願いいたします。

ワークおみがわの事業はコロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の影響を受けて、利用者の感染によらない欠勤が多くあって、持ち込まれた作業の仕上げに労力の不足がありましたが皆さんの協力で納期を遅らすことなく届けられたと聞いています。

一方、かとりサポートセンターでは8月から10月にかけて、国の施策で新たに制定された「自立支援金給付事業」への対応に繁忙を極め、三か月間の相談等の対応した件数は1,947件余りに上りました。相談者ひとり一人の生活困窮にまつわるエピソードが込められていて、眼に見えぬウイルスに日常がここまで脅かされ、あたりまえの生活が困窮に追い込まれてしまうのかと、独り語りに発せられるストーリーに耳を傾けながら思いを深くさせられました。

変わって、昨年度一年間に受理した総相談件数は10,750件、うち新規相談件数で性別年齢が明確なケースは327件(男性191、女性136)、年齢別では50代71人(25%)、40代65人(23.2%)、30代51人(18.2%)となっています。次いで、把握できた職業別ではこれまで相談の窓口に来られることのあまりなかったバス、トラック、タクシー等、中でも成田空港関連の観光や旅行に携わってきた、バスやタクシー運転手、個人経営の運送業の方々からの貸付金や給付金の相談が目を引きました。

他に、建設業、製造業、飲食業がダメージを受け、シフト減、時短などによって収入が減り、生活に係る様々な出費に詰まって来所される方も後を絶ちませんでした。こうした生活や経済に係る相談のほか、その後の成り行きが気になっているのは、夫婦間のDV、子どもに対する面前DVや虐待です。当センターで相談内容別に記録を取り始めてから受理した件数は、およそ2年半余りで74件、被害者の年代は30代、40代合わせて47件(63.5%)全体の2/3を占め、多くが男性配偶者から受けたものでした。また、面前DVにさらされた児童の数は把握できた範囲で54人、0歳から18歳に及んでいます。

これと別に数年前からマスコミなどでクローズアップされている「ひきこもり」も家族からの相談が寄せられるようになりましたが、その対応に多くを煩わされています。私どもの法人では、この数年来毎月第4日曜日午後1時より香取市佐原公民館で、ひきこもり家族のための相談会「ひきこもりコアクライシス」の活動を支援させていただいています。

以上、2021年度に受理し支援に結び付いた事例の概要について報告いたしました。

就労支援事業所 ワークおみがわ

就労支援事業所ワークおみがわは、令和4年4月で3年目を迎えました。令和2年4月の事業開始から今日に至るまで、利用者の支援と新型コロナウイルス感染症の予防との隣り合わせで日々歩んでおります。

さて、今年度事業については、前年度と同様に「就労継続支援B型」「日中一時支援」「地域生活支援拠点事業」を実施していきます。就労継続支援B型においては、内職請負業務のほか、委託業務の公園トイレ清掃や公園除草、地域の方や関係者からいただく空き缶や金属の分別といった仕事を利用者の皆さんに取り組んでいただき、その売り上げを工賃としてお支払いしていきます。また、当事業所から就労継続支援A型事業所へ就労が決まった方もいたことから、今後も就労に向けた支援として、就労を希望する利用者の方へ希望する就労先への見学同行や、ハローワークへの求人確認の同行といった就業支援に取り組んでいきます。このような就労に関する支援の他にも、生活支援として日常生活における困りごとなどの相談を聞いたり、教養娯楽活動として各種行事等を新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら実施するなどの支援も実施していきたいと考えています。

その他、日中一時支援や地域生活支援拠点事業については、利用者やその家族などから利用希望があれば受け入れを行なっていきます。

これからも、障害を持つ方やそのご家族の皆さんのお役に立てるよう、微力ながら取り組んでいきたいと考えておりますので、皆様方のご支援・ご協力をいただけますようお願いいたします。

就労支援事業所 ワークおみがわ
所長 伊能 洋平

〈就労支援事業所 ワークおみがわ 事業概要〉

事業所名	就労支援事業所 ワークおみがわ
事業者名	NPO法人 香取の地域福祉を考える会
事業形態	就労継続支援B型、日中一時支援 地域生活支援拠点事業（緊急時受入、体験の機会・場の提供）
利用範囲	香取市、東庄町（地域生活支援拠点事業は、神崎町も含む）
利用定員	20名（B型）
障害範囲	知的障害、身体障害、精神障害の方
通所方法	自力通所
活動内容	☆内職作業（照明器具取付けネジの封入、ATMインクリボン部品組み立て、市町村ごみ袋セット作業、洗剤等香り見本作成、各種封入作業 等） ☆自主作業（空き缶等の金属回収・分別作業） ☆委託作業（公園トイレと周辺清掃作業、公園除草作業） （作業日数、作業能力に応じて工賃を支給します。） ☆教養娯楽活動（外出行事や事業所内行事等のレクレーション活動を実施します）

〈活動報告〉

《1月から5月までの活動について次のとおり報告します。》

- 1月 仕事始め・食事会（4日） 香取市シェイクアウト訓練（19日）
第三者委員定期訪問（中止）
- 2月 節分（3日）
- 3月 桃の節句を祝う会（3日） 第三者委員定期訪問（7日） 洪水時避難訓練（25日）
- 4月 保護者会役員会（15日） 第三者委員定期訪問（18日）
- 5月 公園除草作業（1日～10日、14日～17日）
保護者会総会、第三者委員定期訪問（27日）

[活動報告から]

〈香取市シェイクアウト訓練に参加しました〉

1月19日に、香取市シェイクアウト訓練に参加しました。シェイクアウト訓練はアメリカでできた訓練で、地震発生時は身を低くして頭を守り動かないという行動をとる訓練です。今後もこういった訓練があれば参加して身の安全を守る行動を身につけていきたいと思っております。



〈洪水時避難訓練を実施しました〉

3月25日に、洪水時を想定した訓練を実施しました。これは毎年1回実施する訓練です。例年どおり、城山公園まで歩き避難経路を確かめました。新型コロナウイルスの予防のため、外出行事は中止となっていますので、久しぶりに利用者の皆さんで訓練しながら外出することができました。



〈作業活動の紹介〉

☆市町村ごみ袋セット作業

各地の市町村ごみ袋のセット作業をします

☆ATMインクリボン部品組み立て作業

インクリボン部品の一部を組み立て作業をします

☆照明器具取付けネジ封入作業

ネジを2本ずつ袋に封入する作業をします

☆建築部品組み立て作業

建築用金物部品の組み立て作業をします

☆香り見本作成・各種封入等作業

洗剤や芳香剤の香り見本組立や販促POP封入作業をします

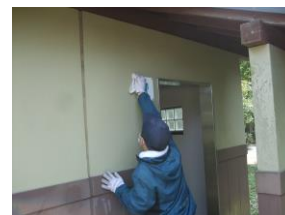


☆空き缶等の金属回収・分別作業

金属回収作業や、回収した金属の分別作業などをします

☆公園トイレ掃除及び除草作業

委託を受けた公園のトイレ清掃及び除草作業をします



※ 空き缶等の不要な金属がありましたら、ワークおみがわへお譲りください。

かとりサポートセンター

(生活困窮者自立支援事業 香取市委託事業)

「子どもの自立支援・援助について思うこと」

地域の皆様こんにちは。

ロシアのウクライナ侵攻、国内では大幅な円安、物価高など、新型コロナウイルスの感染者が減少しているとはいえ、今後の生活に不安な状況に変わりはありません。約3年に渡りこのような社会情勢下で生活していらっしゃる地域の皆様に対し、心よりお見舞い申し上げます。

先の国会で、当方の支援絡みで、いくつか興味深い新法の成立や改正がありました。特に児童福祉法の改正において、児童養護施設や里親の下で暮らす子供への支援について、これまでの「対象年齢2歳の撤廃。」「施設を退所後の支援を強化するための支援拠点の整備」、児童相談所が対応する一時保護の際、裁判所が保護の可否を判断する「司法審査制度の導入」等、年齢や施設による支援内容の濃淡の解消に期待したいと思います。

前号でもお知らせしたとおり、令和2年に始まったコロナ禍以降、当方には経済的困窮を訴える相談者が急増しています。しかし、その陰に隠れてDVや子育て支援に関する問題も露呈されました。

厚労省のデータでは、複数の事情により、施設などで暮らす子供が4万2千人いるそうです。香取市も首都圏に比べると少ないものの、このような子供が多数います。

子供を持つDV被害者が、制度の壁により児童扶養手当を受けられない。保育園や学校への通学にも、加害者である父親の同意が必須であるなど、現行の法や制度の是非を問うものではありませんが、画一的ではなく、個々のニーズに合った支援を受けられるような対策を取って欲しいと思っています。

「親ガチャ」「支援先ルーレット」等、悲しい言葉が出まわっています。子供がどのような家庭、施設で育ったとしても、同様の支援を受けられる。その為の財政負担や、支援者の育成。支援格差をなくすような法整備、制度設計に期待します。

今後も、子供家庭庁の新設、各市区町村に対しての「こども家庭センター」設置の努力義務等が予定されています。生活困窮者自立支援法以外の法改正や現行制度の要件緩和等に注視していきます。

同時に当方としても、「民間支援団体として何を求められているのか。何ができるのか」を常に自問自答し、地域の皆様のお力添えをいただきながら、支援にあたります。今後も皆様方からのご要望、厳しいご意見、ご指導をいただけますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

令和4年7月

香取自立支援相談センター(かとりサポートセンター)

センター長 神 智弘 職員一同

〒287-0002 香取市北3-6-5

TEL 0478-79-0516

携帯070-4395-3916

FAX 0478-79-0517

Email katosapo@iaa.itkeeper.ne.jp